

## 甲州市公告第23号

### 公募型プロポーザル方式による業務受託者募集の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による業務受託者を募集する。

令和6年8月5日

甲州市長 鈴木 幹夫

#### 1 業務名

甲州市キャッシュレス決済等導入及び運用業務

#### 2 業務目的

全国的に公金のキャッシュレス化が進むなか、本市窓口では、証明書等の発行手数料の支払い方法が現金のみであり、釣銭や領収書を手渡すまで窓口利用者を待たせている状況である。そこで、本庁及び支所の計5か所の窓口にて、キャッシュレス決済機器及び自動釣銭機付きPOSレジ端末を導入することで、支払い手段を多様化し、利用者の利便性及び公金の取扱事務における事務効率の向上を図るとともに、感染症等のまん延防止に寄与することを目的とする。

#### 3 履行期間

##### (1) 導入業務

契約締結日翌営業日から令和6年12月27日までとする。

##### (2) 運用保守業務

令和7年1月1日から令和7年3月31日

#### 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 甲州市競争入札参加資格審査登録事業者に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立

及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、法人においては、その役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 本市及び県内自治体において指名停止を受けていないこと。
- (6) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）若しくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認証を取得していること。
- (8) 過去3年間に自治体において本件と同種業務の履行実績があること。

## 5 手続き

甲州市キャッシュレス決済等導入及び運用業務公募型プロポーザル実施要領のとおりとし、実施要領は甲州市ホームページで公表する。

## 6 担当部署

甲州市役所総務課デジタル推進担当 担当者（武井、雨宮）

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

TEL：0553-32-2111（代表）

0553-32-3700（直通）

FAX：0553-32-1818（代表）

メールアドレス：jouhou@city.koshu.lg.jp